仕様書２

１　車種
　軽乗用車（ハイブリッド車）、５ドア、４人乗り

２　規格
⑴　総排気量　　660ＣＣクラス
⑵　形状　　箱型又はステーションワゴン
⑶　駆動形式　　４ＷＤ
⑷　ミッション形式　オートマチック又はＣＶＴ
⑸　使用燃料　　ガソリン
⑹　色　　ホワイト系又はシルバー系

３　想定車両
　スズキ　アルト
※あくまで規格を示す物品の例示であり、当該物品を指定するものではない

４　装備（借受け期間中１台につき）
⑴　ＡＢＳ
⑵　エアバッグ（運転席・助手席）
⑶　エアコン
⑷　パワーステアリング
⑸　パワーウィンドウ
⑹　リヤワイパー
⑺　キーレスエントリー
⑻　ＡＭ／ＦＭラジオ
⑼　夏タイヤ及びスタッドレスタイヤ（必要に応じて交換）
⑽　ワイパーブレード及びスノーワイパーブレード（必要に応じて交換）
⑾　スペアタイヤまたはパンク修理器具
⑿　スノーブラシ
⒀　スノーヘルパー
⒁　ヘッドレスト（前席及び後席）
⒂　フロアマット
⒃　標準工具一式
⒄　ドライブレコーダー（※）
⒅　電動格納式ドアミラー
⒆　その他、上記に記載のないものについても、機能上当然必要なものは装備すること

５　借受台数
　３台

６　借受期間
　令和９年（2027年）２月１日～令和13年（2031年）１月31日（48か月）
　ただし、本調達は、地方自治法第234条の３に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

7　納入場所（車両配置）及び納入期限

⑴　白石区役所

ア　納車場所の詳細については、札幌市の指示に従うこと。

イ　契約期間中配置を変更する場合がある。

⑵　納入期限

令和９年１月29日

ただし、上記年月日に納車ができない場合は、２⑹を除き、契約車両と同等の代車にて対応すること。

8　保険加入等

⑴　当該車両の自動車損害賠償責任保険については、車両所有者の負担とする。

⑵　車両所有者は、以下の任意保険（年齢無制限）に加入するものとする。

ア	対人保険	無制限
イ	対物保険	無制限（免責額なし）
ウ	搭乗者保険または人身傷害保険	１名につき、１，０００万円以上
エ	自損事故傷害	１名につき、１，０００万円以上
オ	無保険者傷害	１名につき、２０，０００万円以上
カ	車両保険	時価（免責額なし）

（自損、盗難等においても全額免責。札幌市の負担が一切ないもの。）

キ　交通事故賠償関係示談サービス付

ク　公用車割引、フリート付のこと

⑶　任意保険証書の写しを車検証に添付すること

⑷　代替車の場合も同条件であること

9　維持管理等

⑴　メンテナンス契約とし、必要とする経費のうち、賃借料を除いては、燃料代及びパンク修理代のみを札幌市の負担とし、これら以外は車両所有者の負担とする。

⑵　ウィンドウォッシャー液については、車両所有者の負担により、常時、予備を各車両に搭載し、必要に応じ追加すること。

⑶　自然磨耗・故障等は、札幌市の指示に従い車両所有者が交換・修理等を行い、常に良好な状態に保つこと。

また、自然磨耗・故障等の交換・修理等により発生する費用については車両所有者が負担する。

⑷　車検、定期点検（最低６か月毎）及び修理は確実に行い、オイル等油脂類は十分に補充すること。

なお、車検や点検にかかる日程調整、メンテナンス工場等への入庫及び⑸代替車の引渡は札幌市の指示に従い、車両所有者が行うこと。

⑸　車検、定期点検、故障・事故修理、車両盗難の際は、同等条件の代替車を用意すること。

⑹　タイヤの保管については、車両所有者が行うこと。

⑺　夏タイヤ・スタッドレスタイヤの組替えに当たっては、車両所有者が日程の調整を行い、札幌市の指示に従うこと。

なお、スタッドレスタイヤの使用期間は新品から3年間を最長とし、当該期間に満たない場合でも安全走行に耐えない磨耗または劣化が認められる場合にはすみやかに交換を行うこと。

⑻　車庫証明等登録に係る事務については、車両所有者が行うこと。

⑼　車両配置の変更に伴う車両の移動及び車庫証明等登録に係る事務については、車

両所有者が行うこと。ただし、事務等に係る経費実費分（印紙代）は、札幌市の負担とする。

10　リース車両全損時の扱い

当該車両に係る契約は解除し、滅失分の台数、金額を減じたうえで改定契約を締結する。その際、途中解約に係る精算は一切行わない(過失の有無に関わらず)。

11　登録費用及び租税公課

登録費用及び租税公課については車両所有者の負担とし、登録に必要となる諸手続（車庫証明等を含む。）についても車両所有者が行うこととする。

12　租税公課・リース料率変更時の取扱い

リース期間中に租税公課、リース料率に変更が生じた場合でも、リース料金については一切変更を行わない。

13　走行距離

１台当たり年間　５，０００～１０，０００ｋｍと想定されるが、これを超過した場合でもリース料の精算は行わない。

14　その他

受注者は、札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。

不明な点が生じた場合は、双方で協議するものとする。

※　ドライブレコーダーに関する仕様

- 映像及び音声を記録することができるものであること。
- 外部記憶媒体（SDカード等）を使用するものであること。
- 32GB以上の外部記憶媒体（SDカード等）を備えること。
- 常時録画（映像記録の開始/終了は、エンジンのON/OFFに連動する）機能及び衝撃を感知して事故時の映像を保存する機能を有すること。
- 常時録画のデータは、上書きにより自動消去されること。
- 200万画素以上であること。
- LED信号機の灯火が明確に記録できるものであること。
- 車両前方及び後方の状況を撮影できるものであること。
- ドライブレコーダーは、設置の上、納車すること。